

# マイナンバーカード普及促進定期預金（マイカくん）

平成31年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	マイナンバーカード普及促進定期預金（マイカくん）
2. 販売対象	預入時にマイナンバーカードの提示をされた個人並びに個人事業主
3. 期間	・1年 ・自動継続のみの取扱です。（元金継続・元利金継続）
4. 預入（受入） (1) 預入（受入）方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上300万円以下（預入限度額は300万円までとします） ・1円単位
5. 払戻（支払）方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利（預入時の自由金利型預金〔M型〕の店頭表示利率に0.025%の金利を上乗せして満期日まで適用します。） ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	・マル優の取扱ができます。
9. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、金庫所定の中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
10. 苦情処理処置・ 紛争解決処置	苦情処理処置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-881-992）にお申し出ください。 紛争解決処置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
11. その他参考となる べき事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・「総合口座」への組入れおよび預金担保としての差し入れはできません。 ・取扱期間は平成31年4月1日から令和2年1月17日とします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

